



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

貞操侵害を理由とする慰謝料請求権の差押え

国税不服審判所の裁決の内容は、法令解釈通達と同様の意義があり、納税者の適正な申告のために有用であることから、先例となるような裁決については公開すること(税務行政監察結果報告書第3事例11)が要請されています。平成14年上期の裁決事例集63集では、税務争訟に初めて登場したキーワード「貞操侵害」に対する慰謝料請求権の差押えは、差押えの時点において、いまだ行使上の一身専属性が失われたとはいえないから差押えの対象とすることができない財産に当たるとして、処分が取り消された事例が収録され、国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp/service/JP/63/42/index.htm> にも公表されています(平14.2.8裁決、全部取消しJ63-7-42)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

F税務署長は、審査請求人に対して、平成4年分の贈与税につき、平成6年12月19日付で1億5665万4100円の決定処分及び2349万7500円の無申告加算税の賦課決定処分を行いました。

一方、審査請求人は、Gが結婚する意思もないのに、愛人関係を持つ動機で、妻と不仲で夫婦関係は破綻しているとか、将来妻と別れて請求人と結婚するなどと言ったことを信じて、情交関係を結んだことへの責任はGにあり、請求人の貞操を侵害したことについて損害を賠償すべきであるから、その精神的苦痛に対する慰謝料を支払うべきであるとして、Gに対し損害賠償請求訴訟を提起したところ、平成〇年〇月〇日、〇〇裁判所で、Gに対し2200万円の支払を命ずる判決が言い渡されました。

Gは、この判決を不服として平成〇年〇月〇日に控訴したところ、平成〇年〇月〇日、請求人に1000万円を支払うとする訴訟上の和解が成立しました。

原処分庁は、平成11年6月15日付で、上記贈与税のうち滞納となっていた贈与税本税1億0653万0582円及び加算税2349万7500円を徴収するため、損害賠償請求権を差し押さえました。

2. 審査請求人の主張

本件損害賠償請求権は、請求人のみが受領すべき一身専属的なもので、相続も譲渡もできない権利であり、請求人の生活扶助という性格を斟酌して算定されたものであることは明らかであるから、民事執行法152条①二号の差押禁止債権に準ずるものとしてその差押えは禁止されているものと解すべきである。

本件損害賠償請求権は、判決が確定する前の将来債権であって差押時点では不確定な債権であり、控訴審における和解によって消滅し、控訴審で確定した債権(和解金請求権)とは債権の発生原因を異にするものであるから同一の債権ではない。

請求人はGからマンションの購入資金の贈与を受けたとして、贈与税の決定処分を受けたものであるが、その贈与された金員で購入したマンションは既に原処分庁によって公売され、売却代金は全額贈与税の納税に充てられているのであるから、これを超える更なる徴収のための差押処分は徴収権の濫用である。

3. 審判所の判断

本件損害賠償請求権の性質は、請求人がGに貞操を侵害されたことにより請求人が被った精神的苦痛に対する慰謝料請求権であると認められる。

貞操侵害を理由とする慰謝料請求権の具体的な金額は、その成立と同時に客観的に明らかとなるわけではなく、被害者の精神的苦痛の程度、主観的意識や感情、加害者の態度その他の不確定要素を持つものであり、具体的な金額が確定しない間は、慰謝料請求権はなお一身専属性を有し、差押えの対象とすることはできない。

本件損害賠償請求権は、いまだ、その具体的な金額が当事者間において客観的に確定していない間は、被害者がなおその請求意思を貫くかどうかをその自立的判断に委ねるのが相当であるから、なお、行使上の一身専属性を有し、差押えの対象とすることはできないものというべきであって、本件差押処分は、差押処分において差押えの対象とすることができない債権を差し押さえたものであるから、その他の点について判断するまでもなく、違法であるといわざるを得ない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判5頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。